愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金（以下「転居費用助成金」という。）は、愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会（以下「委員会」という。）の予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）（以下、「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　転居費用助成金は、愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和５年愛媛県条例第７号。以下「条例」という。）第16条、第18条及び第19条の規定に基づき、犯罪等による被害のために、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者が転居するために要する費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、当該者の経済的負担の軽減、安全の確保並びに居住の安定等を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

⑵　被害者

犯罪行為によって、その生命又は身体に被害を受けた者

⑶　遺族　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　犯罪行為によって死亡した被害者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）で、被害者が犯罪被害を受けた時に被害者と同居していた者

イ　犯罪行為によって死亡した被害者の二親等以内の親族で、被害者が被害を受けた時に被害者と同居していた者

ウ　ア、イに掲げる者に準じる者で、転居費用助成金の交付が特に必要であると委員会会長（以下「会長」という。）が認める者

⑷　前３号に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（要件）

第４条　転居費用助成金は、次に掲げる要件の全てを満たすときに交付するものとする。

⑴　被害者が被害を受けた犯罪行為が、次のいずれかの犯罪に該当すること。

ア　殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治１か月以上の傷害

イ　その他転居費用助成金の交付が被害の状況等によって特に必要があると会長が認める犯罪

⑵　犯罪行為による被害を受けた時に、被害者が次のいずれかに該当する者であること。

ア　県内に住所を有している者（住民票その他の書類により確認できる者に限る。）

イ　やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している者（県内に居住していることが書類により客観的に確認できる者に限る。）

⑶　犯罪行為による被害を受けた後、警察に被害届が提出されており、かつ、当該被害届を警察が受理していること。

⑷　当該犯罪被害を知った日から１年以内に第７条に規定する申請書を会長に提出すること。

⑸　申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア　犯罪行為により住居が著しく損壊する等したために、従前の住居に居住することが困難となった被害者又は遺族

イ　犯罪行為による被害を受けた場所が、被害者の住居又はその付近であるなど、再被害のおそれ、二次被害の発生その他の事情により、精神的に従前の住居に居住することが困難となった被害者又は遺族

ウ　本要綱に基づく転居費用助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において再被害のおそれ又は二次被害の発生により、再度の転居が必要であると認められる被害者又は遺族

エ　その他転居費用助成金の交付が特に必要であると会長が認める者

⑹　申請者が未成年者の場合は、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

（助成に関する制限）

第５条　会長は、次のいずれかに該当する場合は、転居費用助成金の全部又は一部を交付しないことができる（第２号に該当する場合にあっては、交付しないものとする。）。

⑴　申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。次号において同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けているとき。

⑵　申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

⑶　申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（転居費用助成金の額等）

第６条　転居費用助成金の額は、転居に関する次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一の事案について20万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

⑴　運送に要した費用

⑵　荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用

⑶　その他会長が認める費用

２　転居費用助成金は、同一の事案について、１回の転居に要した費用に限り、交付するものとする。ただし、会長は、第４条第５号ウに該当する場合は、前項に規定する金額の範囲内で、２回までの転居に関し、交付することができる。

（交付申請等）

第７条　被害者又は遺族は、転居費用助成金の交付を受けようとするときは、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、会長に提出するものとする。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

⑴　転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書の写し

⑵　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

（交付決定、交付額の確定等）

第８条　会長は、前条の規定による転居費用助成金交付申請書兼実績報告書による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行わなければならない。

２　会長は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付決定通知書（様式第２号）又は愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

３　会長は、第１項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、会長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

（助成金の請求）

第９条　前条に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付請求書（様式第４号）により、会長に当該助成金の交付を請求するものとする。

（報告）

第10条　申請者は、第５条各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成制限事項該当報告書（様式第５号）により速やかに会長に報告しなければならない。

２　申請者は、加害者又はその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたときは、転居費用弁償報告書（様式第６号）により速やかに会長に報告しなければならない。

（決定の取消し）

第11条　会長は、次のいずれかに該当したときは、転居費用助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　申請者から前条の規定による報告を受けたとき。

⑵　申請者が、前条の規定による報告を行わなければならない場合に当該報告を行わなかったとき。

⑶　申請者が、偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付の決定を受けたとき。

２　会長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付取消決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（返還）

第12条　前条第１項の規定により交付の決定を取り消した場合において、転居費用助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に転居費用助成金が交付されているときは、会長は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（個人情報の保護）

第13条　個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（調査）

第14条　会長は、必要に応じて、転居費用助成金の交付を受けた被害者又は遺族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に発生した犯罪による被害について適用する。

附　則

１　この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の様式第１号及び様式第５号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和７年10月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の第４条の規定は、この要綱の施行の日以降に発生した犯罪による被害について適用し、同日前に発生した犯罪による被害については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。